

# 一般社団法人日本電解水協会賛助会員会則

平成 26 年 8 月 1 日制定

(目的)

第 1 条 本規約は、日本電解水協会 (JAPAN ELECTROLYZED WATER ASSOCIATION; 略称 JEWA) の活動理念を広く一般に周知し、これに賛同する賛助会員を新たに募集するとともに、当法人の活動を推進することを目的とし、その内容について必要な事項を定めることとする。

(入会)

第 2 条 賛助会員は、法人の正会員に該当しないもので、本会の目的に賛同し、その事業を賛助するため入会した企業とする。本会の賛助会員(企業)になるには、所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得て入会することができる。賛助会員(企業)は、正会員一社の推薦を受けるものとする。

(入会金および年会費)

第 3 条 賛助会員は、入会金および年会費を負担しなければならない。

	入会金	年会費
賛助会員(企業)	3万円	1万5千円(1口1万5千円)以上

(特典の提供)

第 4 条 本会は賛助会員に対し次の特典を提供する。

- ・ロゴマーク(別紙 1)の使用権利
- ・研修会の案内(年 1 回)
- ・本会 HP への名称記載(企業会員のみ)

(退会)

第 5 条 会員は、2 ヶ月前までに書面による届出を会長宛に提出して任意に退会することができる。年度末までの会費は完納しなければならない。

(除名)

第 6 条 会員が、本会の名誉を傷つけ、または会員たる義務を怠り、もしくは 1 ヶ年以上会費を滞納したときは、理事会の議決により、除名することができる。

(入会金の不返還)

第 7 条 既に納入した入会金の返還を求められない。

(守秘義務)

第 8 条 本会は、賛助会員の企業情報について、当該企業の承諾なくして、その情報を公開または使用しない。会員の退会後についても同様とする。

(賠償ほか)

第9条 本会の責に帰さない活動において、賛助会員が本会や他の会員、第三者に対して損害を与えた場合、本会はその損害に対して賠償する責任を負わない。

また、賛助会員が本規約に反し、または不正、違法な行為によって本会に損害を与えた場合、本会は当該会員に対して、損害賠償の請求を行うことができる。

附則

この規約は、平成26年8月1日より施行する。

(別紙 1)



2014年  
日本電解水協会賛助会員